

岩手県告示第434号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

（1） 日時 令和8年11月24日（火）午前9時15分から午後5時20分まで及び同月25日（水）午前9時から午後5時15分まで

（2） 場所 岩手県水産会館 大会議室（盛岡市内丸16番1号）

2 講習内容

（1） 家畜の取引に関する法令 4時間

（2） 家畜の品種及び特徴 4時間

（3） 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習定員 64名（先着順）

4 受講手続 受講願書に受講手数料として3,400円分の岩手県収入証紙を貼り付けて、令和8年9月30日（水）までに岩手県農林水産部流通課に提出すること。

5 その他 詳細については、岩手県農林水産部流通課に問い合わせること。